

大野市漁業協同組合内共第1号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、あまご、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄の漁具・漁法により同表右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
あゆ	竿釣(友釣、空かけづり)	
	投網	
	脇投網	8メートル以下 固定は禁止
こい、ふな	竿釣	1人3竿以内
あまご、いわな、やまめ	竿釣	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種について、同表の中欄の漁具・漁法により遊漁を行う場合は、それぞれ同表の右欄の期間内でなければならない。

魚種	漁業の方法	期 間
あゆ	竿釣(友釣、空かけづり)	公表した解禁日から11月30日まで
	脇投網 投網	公表した解禁日(9月1日以降)から 11月30日まで

あまご いわな やまめ	竿釣	2月1日から9月30日まで
こい ふな	竿釣	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、福井新聞に掲載してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小・中学生及び高校生のおときは竿釣に限り無料、身体障害者及び女性は、あゆ竿釣年遊漁料に限り、2分の1に相当する額とする。次項のただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣	1日	3,000円
		1年	12,000円
	投網、脇投網	1年	12,000円
こい、ふな、あまご、 いわな、やまめ	竿釣	1日	1,500円
		1年	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 大野市漁業協同組合

(〒912-0083 福井県大野市明倫町3番37号 大野商工会議所内
090-1396-5420)

(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

番号	取扱店	〒	住所	電話番号
1	喫茶 とっど	912-0014	大野市中保 18-35-1	0779-65-6066
2	阪井・廣瀬販売所	912-0802	大野市新田 5-5	090-8704-1031
3	相撲茶屋 翔剛	912-0401	大野市吉 3-19-1	0779-65-2553
4	川端販売所	912-0811	大野市土打 44	0779-65-7383
5	阪井販売所 本店	912-0814	大野市上麻生嶋 22-2	0779-66-4262
6	箕田釣具店	912-0024	大野市錦町 8-8	0779-66-2194
7	ローソン大野春日店	912-0053	大野市春日 4-1	0779-65-3937

8	ファミリーマート大野春日店	912-0053	大野市春日 68-41	0779-66-1406
9	ファミリーマート大野中挾店	912-0015	大野市中挾 3-913	0779-65-0152
10	ファミリーマート大野インター店	912-0012	大野市横枕 1-6-1	0779-66-1260
11	パルス	912-0071	大野市鎌掛 7-43	0779-65-8810
12	鳩ヶ湯温泉	912-0151	大野市上打波 6-2	0779-65-6808
13	そらのあお	912-0155	大野市西勝原 14-6	0779-65-6836
14	喫茶あまのじゃく	912-0053	大野市春日 1-12-3	0779-65-6606
15	上山販売店	911-0828	勝山市平泉寺町大渡 18-1	0779-87-1771
16	喫茶コロコロ	912-0088	大野市水落 5-12	0779-65-2738
17	フィッシャーズ福井店	910-0837	福井市高柳 2 丁目 623	0776-43-6266
18	フナヤ釣具店	910-0015	福井市二の宮 2-27-9	0776-28-0278
19	上州屋新福井店	910-0842	福井市開発 4-311	0776-54-7663
20	フィッシングポイント	910-0065	福井市八ツ島町 31-601	0776-24-5005
21	越前フィッシングセンター	910-0033	福井市三郎丸 3 丁目 1105	0776-22-1095
22	めだか釣具店	501-5126	岐阜県郡上市白馬町向 小駄良 660-8	0575-82-3281
23	平田釣具店	501-5122	岐阜県郡上市白馬町為 真 50-1	0575-82-5359
24	清水釣具店	501-4223	岐阜県郡上市八幡町稻 成 550-7	0575-65-4740

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないも

のとする。

(認可条件に関する事項)

第11条 この規則の適用水面は、次の点アと点イとを結んだ直線、大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点とこの交点から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点とを結ぶ直線間における漁業権漁場及び点ウと点エとを結んだ直線より上流の漁業権漁場とする。

点ア：点オから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流右岸の点

点イ：点カから下流へ直線1,500メートルの九頭竜川本流左岸の点

点ウ：真名川左岸の勝山市と大野市との境界点

点エ：点ウから真方位142度の線と真名川右岸との交差点

点オ：九頭竜川本流右岸の勝山市と大野市との境界点

点カ：点オから真方位207度の線と九頭竜川本流左岸との交差点

(附 則)

この規則は成25年 9月 1日から施行する。

令和2年 6月9日 一部改正(遊漁料の額及び納付方法)

別記様式第1号 遊漁承認証
表

裏

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊 漁 者	(住所)
(氏名)	(年齢)
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行日	
取扱店	㊟
発行者	
大野市漁業協同組合	㊟

注 意 事 項
1 出漁中は必ず本証をご持参ください。
2 本証のご使用は記名者本人に限ります。
3 本証を記名者本人以外の者の使用が現認された場合は没収いたします。
4 漁場監視員巡視の際は本証を提示してください。
5 漁場監視員の指示には必ず従ってください。
6 福井県内水面漁業調整規則及び遊漁規則を厳守してください。
7 違反を現認された場合は遊漁をお断わりすることがあります。
8 本証を紛失されても再発行はいたしません。
9 本証の発行日が未記入の場合、本証に組合長印及び取扱店印なきものは無効とします。
10 遊漁中は絶えず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。
11 降雨に関する注意報が出ているときは特に注意してください。
12 釣りをするときは電線・落雷に注意してください。
当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
1 当組合が行っている増殖手法は、稚魚の放流、アユ友釣り専用区の設定等です。詳しくは、当組合のパンフレット又はホームページをご覧ください。
2 遊漁料は、当組合が行っている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるもので、組合員・遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
大野市漁業協同組合	⑩

注意事項
1 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。
2 被取締者の請求のあるときはこの証を提示する。
3 取締についての言動態度を温和にされたい。
4 取締は公平にして厳重にしなければならない。
5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。